産業集積における財産権の役割

― 明治・大正期の羽二重産地を例に ―

小木田 敏 彦

要 旨

明治・大正期に深刻化した粗製濫造問題を克服する上で、知的財産権は重要な役割を果たしたと考えられている。そこで、本稿では各地の同業組合が証票を使用していたことに注目し、産業集積において財産権が果した役割について検討を試みた。まず、方法論に関して、財産権理論を用いて経済発展の歴史を分析した研究としては、ノース&トーマス(1980)がある。そこで、本稿ではまず財産権理論を用いた歴史分析の枠組みの具体例を提示した。また、適用対象としては、明治 20年代に福井羽二重産業において取引ルールが変更される過程、および明治期の福島県川俣地方において力織機化によって雇用関係が変化する過程を選定した。前者は権利関係を明確化することで利害の対立・調整という従来の見解に新たな知見を加えることを目的とし、後者は非市場社会に適用可能であるという理論的特性を地域分析に活かすことを目的としている。そして、双方の事例において、財産権の確立が市場の効率性を向上させることが確認された。福井県ではレモン市場を克服する過程で生産者と流通業者の間で財産権の調整が行われ、品質に関する効率的な財産権が確立された。また、川俣地方では年季制度が労働市場の成立を阻害していたが、力織機化によって労働過程における財産権が確立され、地域的な労働市場の成立に繋がった。

キーワード:産業集積、財産権、品質管理制度、労働市場の成立、羽二重産業

はじめに

1. 問題意識 ── 財産権に注目する理由 ──

近年、開発経済学から、マーシャル的集積が一定の段階に達すると、粗製濫造問題に直面することが指摘され(園部・大塚 2004)、この見解は日本経済史の側からも支持を得ている(橋野2007)。粗製濫造は取引市場を利用する費用を高騰させる。このため、品質保証制度が整備されていない途上国においては、ブランド確立において「企業 (firm)」が優位性を持つとされる(園部・大塚 2004)。しかし、品質保証制度が完備していれば、「市場 (market)」が優位を保ち得る。たとえば、経済地理学者の合田 (1994) は戦前期の日本において、同業組合が粗製濫造問題の克服に大きく貢献したと指摘している。この指摘を裏づけるために、拙稿 (2017) では粗製

濫造を「市場の失敗(market failure)」と捉える具体的な視点を提示し、羽二重産業において 各地の同業組合がその克服に果たした実例を提示した。

優位性が「企業」と「市場」のいずれにあろうと、優位性が商標という知的財産権によるブランドの確立を前提としている事実に変わりはない。ここに本稿が「財産権(property rights)」の役割に着目する初発の理由が存在する。たとえば、福井羽二重産業は優れた品質検査体制を構築し、同業組合が実施した等級検査を証票により明示することで、産地ブランドを確立することに成功した。福井県絹織物同業組合は1897(明治30)年に制定された「重要輸出品同業組合法」のモデルとなった模範的な組合であった(小木田2017)。福井産地の発展に関して、橋野(2012:99)は「公共財的性格をもつ『ブランドの享受』という集積の経済があったために、地域的拡大・分散をともないつつも、福井が一つの産業集積として機能した」と指摘している。この「公共財的性格」に関しては明確な規定がないものの、「財産権」を「公共財(public good)」とするノース&トーマス(1980)の発想に極めて近いように思われる。

《新しい経済史》の旗手であるノース&トーマス(1980: 2)は,「効率的な経済組織が成長の鍵である(efficient economic organization is the key to growth)」として財産権の役割を重視している。岡崎(2005: 60)は《新しい経済史》における財産権の役割を①「市民相互の取引において,契約の執行を担保する」こと,②「国家自身が恣意的に市民の財産を奪わない」ことに求めている。このように国家は財産権に対して二律背反的な存在であり,たしかにこの観点はノース&トーマス(1980)による歴史分析の骨格をなしてはいる。しかし,財産権理論そのものは等閑視されており,「効率的な財産権(efficient property rights)」という観点が歴史分析に有効であることは説明されていない②。また,コース(1992: 11)の言葉を借用すれば,ノース&トーマス(1980)は「争いごとを裁く裁判所(a court for setting disputes)」を付設した「過去の伝統的な市場(the traditional market for the past)」に関する分析である。したがって,比較的「効率的な財産権」でしかない。これに対して,近代日本の分析に必要なのは,「新しい市場(new markets)」を分析する視角である。そして,以上は拙稿(2017)で提起した「産業集積の効率性」という問題とも密接に関連する。

2. 問題の所在と本稿の構成 ── 財産権理論の有効性 ──

財産権理論を分析視角にするに際して問題となるのは、この理論が経済地理学のみならず、日本経済史や開発経済学においても馴染みが薄く、かつ極めて難解だということである。しかし、「財産権はつねに社会の制度的枠組の中に埋め込まれている(property rights are always embedded in the institutional structure of a society)」((1-1)000 という指摘は、少なくとも経済地理学者の眼をも引かざるを得ないはずである。たとえば、「粗悪品をその地域の商標を使って(under the local trademark)販売することの禁止」(ピオリ&セーブル 1993: 43)といった規制は、その地域の製造業者や流通業者の態度次第で有効性に大きな違い

が生じた(小木田 2017)。この違いを説明する上で、それぞれの地域経済における財産権の「埋め込み(embeddedness)」は重要な観点となるのであって、本稿はその実例の提示を目的としている。それにはまず財産権理論の概要と歴史分析の応用例から説明する必要があり、本稿ではノース&トーマス(1980)に沿って紹介することとする。

実例を提示するに際して、財産権理論の具体的なメリットを先走ってあげておこう。まず、そのメリットのひとつとして、権利関係を明確化できる点をあげることができる。同業組合研究に関しては、階級史観の影響の下で内部における利害対立に関心が集まってきた。解散に際して川俣絹織物同業組合が引き起こした激しい内紛はその典型例とされてきた。これに対して、拙稿(2017)では利害調整という新たな観点を提示した。しかし、利害調整では説明できない問題もある。たとえば、福井羽二重産業に関しては、「社」と呼ばれる機業家の自主流通組織が発展に大きく寄与したことで知られる(石井 1965)。たしかに「社」は生糸=羽二重商と激しく対立した。しかし、生糸=羽二重商もまた羽二重産業の発展に大きく貢献していた。したがって、問われるべきは、この対立が地域経済の発展という文脈の中でどのような意味をもっていたのかである。そこで、本稿では財産権理論の観点からこの対立の中で双方が果した役割を明確化し、双方がそれぞれの立場から地域経済の発展に貢献したことを明らかにする。

また、もうひとつの具体的なメリットに、非市場社会に関する分析にも有効な視角だという点をあげることができる。この問題に関して有名なのは、財産権理論の先駆者のひとりであるデムゼッツ(2005)が、アメリカ大陸北東部のラブラドール半島に居留するモンターニュ族というインディアンが、ビーバーの毛皮交易の拡大に伴って財産権を設定することで乱獲による枯渇を防ぎ、共有資源の確保に努めたことに言及していることであろう。文化人類学や法律学の分野では非市場社会にも財産権が存在したことは広く認められている。たとえば、民法学者の加藤(2001:4)も財産権が「書かれた歴史が始まる以前に発生した」と指摘し、日本の入会権に関して独自の見解を提示している。従来、ともすれば非市場社会は「遅れた社会」、あるいは「生産力が低い社会」とみなされてきたが、デムゼッツ(2005)は財産権理論を奴隷制度の分析に対しても応用している。本稿ではこの応用の仕方にヒントを得ながら、福島県川俣地方における年季制度の問題についても再検討を行う。

Ⅰ 財産権理論の概要と《新しい経済史》の分析視角

1. 外部性と財産権の役割 ── 歴史的事例とともに ──

財産権がどのように効率的な経済組織を生み出すのだろうか。この問題に関して、ノース&トーマス(1980: 2)は「個人の経済的営為(individual economic effort)」を「私的収益率を社会的収益率に近づける(bring the private rate of return close to the social rate of return)」活動に導く「誘因(incentive)」を生み出すことにあると指摘する。このうち、「収益率」とは

経済活動に要する「費用(costs)」に対してその活動から得られる「便益(benefits)」の比率を指しており、経済学では「私的収益率」と「社会的収益率」の乖離を「外部性(externalities)」と呼ぶ。そして、財産権の役割とは、「外部性を幅広く内部化する(achieve a greater internalization of externalities)」ための「誘導的なインセンティヴ(guiding incentives)」を与えることにある(デムゼッツ 2005: 47)。要するに、財産権とは「外部性」を限りなく小さくするための制度的な仕組だということである。

以上のように、財産権理論を理解する上で鍵となるのは「外部性」に関する理解である。そこで、まずは理論的に説明しよう。デムゼッツ(2005: 46)は「外部性は曖昧な概念」であって、「外部費用、外部利益、そして金銭上および非金銭上の外部性」を検討の対象に含めるとしている。ある人の経済活動によって、第三者が利益を享受したり、不利益を被ったりしたとする。しかし、第三者が発生源に利益を還元したり、不利益を負担させたりしなければ、「外部利益(external benefits)」や「外部費用(external costs)」となる。また、以上の影響が市場を介している場合が「金銭的外部性(pecuniary externalities)」であり、市場を介さない場合が「非金銭的外部性(nonpecuniary externalities)」であって、「非金銭的外部性」は「技術的外部性(technical externalities)」とも呼ばれる。マーシャル的集積に見られる「中間投入財(intermediate inputs)」や「集中化された労働市場(labor market pooling)」は「金銭的外部性」の例であり、「技術の波及(technological spillover)」は「非金銭的外部性」の例とされる。

ノース&トーマス(1980)は非金銭的な「外部利益」と「外部費用」を主対象としている。「外部利益」の一例として、ノース&トーマス(1980: 5)は 1761 年におけるクロノメーターの発明をあげている。この発明によって航海中の船上で経度を正確に測定できるようになったため、大航海時代に頻発した海難事故が激減した。つまり、「船舶の損失(ship losses)を減らし、貿易コスト(the costs of trade)を低下させる」という莫大な「社会的利益(social gains)」、あるいは「社会的便益(social benefits)」が生じた(ノース&トーマス 1980: 5)。しかし、この利益を発明者に還元する制度的な仕組はなく、すべてが「外部利益」となった。たしかに発明者ジョン・ハリソンは国王から多額の懸賞金を獲得したが、「知的財産に排他的な権利をあてがう法律(a law assigning exclusive rights to intellectual property)」(ノース&トーマス 1980: 5)があれば、「外部利益」の多くの部分が発明者にフィードバックされることになるため、発明に対する大きなインセンティヴになったはずである。

これに対して、「外部費用」の一例として、ノース&トーマス(1980: 6)は「海賊(pirates)」や「私拿捕(privateers)」による被害をあげている。海賊や私拿捕は「どこにでも出没する貿易の受益者(beneficiaries of trade)」であったが、北アフリカを拠点とする「海賊の脅威は、商業の費用(the costs of trade)を高め、商業範囲(its extent)を縮小させた」(ノース&トーマス 1980: 6)。つまり、海賊や私拿捕が享受した「私的便益」により、「商業範囲を縮小させる」という莫大な「社会的費用(social costs)」が発生していた。しかし、その「社会的費用」を海

賊や私拿捕にフィードバックさせる制度的な仕組などないため、必然的に「外部費用」となった。 この場合、「公共財」という形で海上交易における財産権を提供し、貿易業者の「私的収益率」 を高めることで国際貿易を促進し、「社会的収益率」を大きく高めるより他なかった。

しかし、当初、イギリスは「海軍の護衛(naval protection)よりも費用がかからなかった」ため、海賊に対して「賄賂(bribes)を支払う」という解決法を採用した(ノース&トーマス1980: 6)。ノース&トーマス(1980: 6)は「貿易から上がる所得利益(income gains)は賄賂を差し引いても十分大き」かったことを強調しているが、財産権の理解にとって、この問題は次に紹介する3つの意味で重要である。第一に、財産権は「権利の束(the bundle of rights)」(デムゼッツ2005: 45)をなしており、個々の「権利」が取引の対象となり得る。このため、コース(1992: 171)は「権利」が「生産要素(factor of production)」のひとつであって、その中には「有害な影響をもった何事かを行う権利(the right to do something which has a harmful effect)」も含まれると指摘している。つまり、騒音や煙害を発生させることも「権利」に含まれるのである。この観点に立てば、海賊行為も「権利」のひとつと見なせるのであって、イギリスは海賊行為を行う「権利」を買い取って、貿易業者の「私的収益率」と国際貿易による「社会的収益率」の乖離という問題を解決していたという解釈が成り立つことになる。

2. 財産権の発生と調整について — 歴史分析への応用 —

第二に、通常、財産権の確立には様々な理由で費用が伴う。このため、デムゼッツ(2005: 50)は財産権が「内部化の利益(the gains of internalization)が内部化のコスト(the costs of internalization)よりも大きくなる」場合に発生すると指摘する。しかし、「内部化の利益」や「内部化の費用」は技術的、あるいは社会経済的条件に規定されており、一般にはその条件に見合った財産権が既に成立している。言い換えれば、財産権は「社会の制度的枠組の中に埋め込まれている」ことになる。しかし、前提条件が変われば、埋め込まれ得なくなった旧い財産権に代わって新たな財産権が登場する。前述の海賊の場合、「貿易の拡大につれ(with the expansion of trade)、海賊行為の完全な排除が最も安価な代替策(the cheapest alternative)であることがやがて判明した」(ノース&トーマス 1980: 7)。この結果、海賊行為は「海軍による国際的な財産権の施行(the international enforcement of property rights by navies)のために消滅した」のであった(ノース&トーマス 1980: 6)。

そして最後に、新旧の財産権が入れ替わる際に、取引の当事者の間で権利関係の調整が行われる。この点からみれば、海賊とは調整の余地などあろうはずがなく、かなり特殊な事例だと言える。注目すべきは、むしろ「過去の伝統的な市場」における旧い財産権と、「新しい市場」における新しい財産権の調整過程である。より一般的な状況として、デムゼッツ(2005: 50)は「新しい技術の発展(the development of new technology)」や「新しい市場の開放(the opening of new markets)」によって生じた変化、つまり「古い財産権が殆ど適合することのできない」

変化によって、「新しい利益一費用の可能性への調整(adjustment to new benefit-cost possibilities)」の必要性が生じ、「新たな財産権(new property rights)」が発生すると指摘している。技術的、あるいは社会経済的変化によって、「新しいまたは異なった有益及び有害な諸効果(new or different beneficial and harmful effects)」(デムゼッツ 2005: 49)、つまり新たな「外部利益」や「外部費用」が発生し、内部化へのインセンティヴとなるというのである。

技術的、あるいは社会経済的変化の意義に関して、デムゼッツ(2005: 49-50)は「市場価値(market values)」や「欲望(aspirations)」の変化を伴うことを重視し、内部化が「経済的諸価値における変化(changes in economic values)の結果」だと断言している。これは冒頭で紹介した北東部のインディアンと南西部のインディアンの対照性を分析した結果である。北東部のインディアンは猟区を設定し財産権を確立することで、ビーバーの乱獲という「外部性」に対処した。乱獲はヨーロッパへの毛皮輸出の開始によって、ビーバーの「市場価値」やインディアンの「欲望」に変化が生じたことに起因していた。これに対して、南西部のインディアンはバッファローに関して財産権を確立するには至らなかった。この原因として、デムゼッツ(2005: 54)はビーバーとは異なって、バッファローが①「商業的重要性をもった動物(animals of commercial importance)」ではなく、②「平原を幅広く移動する(wander over wide territories)習慣を持っている」ことをあげている。つまり、バッファローの「市場価値」に変化がなかったため、乱獲のような「外部性」は発生せず、また仮に発生したとしても財産権の確立には莫大な費用が必要であったため、財産権が設定されなかったということである。

ノース&トーマス(1980)にも同様の展望が示されている。つまり,まず「新しい財産権の創設は(the creation of new property rights),経済単位が協同し,また競争できる方策を定義づけ,具体化するための新しい制度的取り決め(new institutional arrangements)を必要とする」(ノース&トーマス 1980: 9)。このため,「いったんそれらの権利が確立されるや,最初の一連の所有権の創設(the initial creation of a set of property rights)と制度の運営(the operation of the system)との間で,調整(adjustments)が不可避的に起る」(ノース&トーマス 1980: 8)。このような観点から,ノース&トーマス(1980: 7)は「歴史的に,なぜ所有権が発展して,私的収益(private returns)が社会的収益(social returns)に均衡(parity)するようにならなかったのか」,つまり外部性を内部化する費用をそれによって得られる利益よりも莫大なものとしていた歴史的要因とは何なのかという問題を提起している。

3. 《新しい経済史》の方法論に対する批判的検討

財産権理論は歴史分析に有効な視角となるが、ノース&トーマス(1980)には2つの方法論が併存している。ひとつは財産権の調整に関して国家権力を介在させない方法である。たとえば、二圃式農業から三圃式農業へ、そして三圃式農業から穀草式農業への転換はこの方法で検討されている⁽³⁾。もうひとつは国家権力を介在させる方法である。《新しい経済史》の最大の方法論的

特徴は、「新しい制度的取り決め(new institutional arrangements)は、それを創設することから生じる私的な便益(the private benefits of their creation)が費用を越える見込みがない限り、提起されることはない」(ノース&トーマス 1980: 9)というシェーマを国家に適用している点にある。このため、岡崎(2005: 7)は「国家による財産権保護に対象が限定されてい」ると批判的なのだが、財産権理論が明治維新の歴史的意義を再検討するに際して、壮大で、かつ新たな視角にもなり得る点は評価すべきであろう。

スペインの分析で具体的に検討しよう。スペインは「羊飼いのギルド(the shepherd's guild)」である「メセタ(the Mesta)」に与えた「スペインの土地を通過する特権(exclusive rights to drive their sheep across Spain)」を主要財源のひとつとしていた(ノース&トーマス 1980: 6-7)。しかし,農民にとって羊は害獣でしかなかったため,より豊かな財源を確保するためには「完全な私的土地所有権(fee-simple absolute ownership of land)」(ノース&トーマス 1980: 6)を確立して農業を育成する必要があった。しかし,農業を犠牲にして「メセタ」からの税収を優先したため,スペインは「失格者(the also-ran)」の道を歩むこととなった。その理由に関して,「最終的な歳入(the ultimate revenues)がおぼつかなかっただけではなく」,「再編(reorganization)」や「徴税(collection)」に要する費用が「改革の着手による利益(the gains of undertaking such reforms)を上回った」ため,スペイン国王が改革を怠ったからだと指摘されている(ノース&トーマス 1980: 8)。

しかし、国家権力を介在させずに、財産権を設定することも理論的には可能である。ノース&トーマス(1980: 7)もこのことを承知しており、「では、行詰った土地所有者たち(the beleaguered property owners)は、彼らの土地を通過しないよう羊飼いに賄賂(bribing)を贈るという英国の方策(British policy)に従う可能性はあったであろうか」という問題提起を行っている。その上でノース&トーマス(1980)はこの可能性を否定しているのだが、その理由は「そのような計画を支持するすべての土地所有者を集結させること(rallying all property owners)は、期待された便益を越える費用(costs greater than the expected benefits)を意味した」(ノース&トーマス 1980: 7)からとされている。フリーライダー問題により、すべての土地所有者から同意を得るには莫大な費用がかかるという意味である。つまり、「それぞれの個人は賄賂を負担すること(contributing to the bribe)を避け、他のすべての人々の負担から便益を得よう(benefit from the contributions of all the others)と望んだ」ことが根本的な原因とされている(ノース&トーマス 1980: 7)。

しかし、この説明は国王からの特権が譲渡可能でなければ成り立たない。また、仮に譲渡可能であったとしても、羊を飼育し続けるのか処分するのかという問題も残っている。この点でやや拙速な議論だとの印象は拭い去りがたく、方法論を性急に一本化するための方便ではなかろうかという邪推に駆られる⁽⁴⁾。ただし、オルタナティヴな視点の有効性に関して、ノース&トーマス(1980: 10) は「自発的な団体(voluntary groups)が、財産権を限られた範囲で保護した

(protect property rights on a narrow scale) ありさまを思いうかべることができる」と述べてもおり、むしろ穿った見方とも言える。この場合、必然的に共同体に注目が集まる。デムゼッツ(2005: 50)も財産権の発生と調整が「技術とそれに関連する価格の変化(changes in technology and relative prices)」への対応である以上、「私的所有権に対する共同体の選好(a community's preferences for private ownership)」や「共同体の嗜好(a community's tastes)」を考慮する必要があることを強調している。そこで、次章では近代日本の事例に基づいて、以上の問題について検討してみたい。

Ⅱ 財産権理論から見たレモン市場 ― 福井羽二重産業を中心に ―

1. 「新しい市場」の創設 ― 「社」の歴史的位置づけ ―

市場制度は歴史的に進化を遂げてきた。「商品取引所(commodity exchanges)」は「新しい市場」の一例であり、「通常、取引が行われる施設を所有(もしくは賃借)している取引業者のグループ(a group of traders)(取引所や市場のメンバーたち(the members of the exchange))によって組織されている」(コース 1992: 11)。また、「すべての取引所」において、たとえば、「取引が行われる時間、取引される対象(what can be traded)、参加者の責任(the responsibilities of the parties)、決済の条件(the terms of settlement)」など、「そこで市場の取引に参加する人々の活動(the activities of those who trade in these markets)について細かく規制を行っている(regulate in great detail)」(コース 1992: 11)。さらに、「すべての取引所が紛争を裁定する機関(machinery for the settlement of disputes)をもち、取引所の規則に違反したものに処罰を課す(impose sanctions)」ことになっている(コース 1992: 11)。

市場制度は「取引費用(transaction cost)」軽減の努力を積み重ねることで進化した。ノース&トーマス(1980)は「取引費用」を「調査費用(search costs)」,「交渉費用(negotiation costs)」,「実施費用(enforcement costs)」の総体として捉えている。この観点から,「過去の伝統的な市場」と比較しよう。まず「調査費用」とは「取引の交渉を行う潜在的な買い手と売り手を設定することに伴なう費用(the costs involved in locating potential buyers and sellers with whom to negotiate trades)」(ノース&トーマス 1980: 185)である。中世における市や大市,そして近世におけるアムステルダムのような「ただ一つの中心地(the only central place)」は「調査費用」の軽減に貢献した。しかし,商品別に取引の専用施設を設置することによる費用の軽減は明らかにその比ではない。

また、「交渉費用」とは「交換の条件についての交渉(the negotiation of the terms of the exchange)」(ノース&トーマス 1980: 131)に要する諸費用の総額である。かつては交換や支払いの方法も交渉の対象であったが、あらかじめ規制を設けておけばそうした費用や手間を省くことができる。そして、最後の「実施費用」とは「取引契約の条件を確実にするための費用(the

costs of ensuring that the terms of the trading contract were met as negotiated)」(ノース&トーマス 1980: 186) である。商品取引所ではこの問題に「取引を行なう許可を差し止める (the withholding of permission to trade) という罰則」(コース 1992: 12) を設けることによって対処している。

福井羽二重産業における「社」は、ほぼ「新しい市場」の特徴を備えていた。機業家の自主流通組織である「社」は定期的に羽二重市を開催し、仲買商に製品を販売していた。仲買商とは各地の機業家と福井市の産地問屋の仲介する流通業者である。「社」が開催した羽二重市は「商品取引所」としての機能を有しており、「調査費用」と「交渉費用」の軽減に大きく貢献していた。また、「実施費用」の軽減に関しても、「社」のネットワークである「各社聯合会」が大きな役割を果たしていた。以下で詳細に検討しよう。

仲買商は羽二重市で取引契約を結んだ3日後に代金を支払うルールになっていたが、稀に「一旦買入手続ヲ結了シ現品ヲ持チ去リタル後」に「過日ノ品物ニハ傷アリシ」、あるいは「丈尺不足アリシ」といった「種々ノ故障ヲ付シテ返却スルコト」があった(高等商業学校1901:56)。仲買商にも事情は様々あろうが、たとえ機会主義的な意図によるものではなかったとしても明らかに契約違反であって、「巳ニ買入手続ヲ了セル後ニ於テ返却スルカ如キハ不当ノ事タルヲ免レズ」(高等商業学校1901:56)という事実に変わりはない。このため、機業家は契約を順守させるために毅然たる態度をとる必要があった。

このような場合に、「各社聯合会」は「多角的懲罰戦略(multiple punishment strategy)」を採用していた。つまり、契約違反を犯した仲買商に対して、「取引を行なう許可を差し止める」ために集団的な制裁を加えたのである。「各社聯合会」は毎月15日に例会を開催しており、「聯合会ニテハ若シ某仲買ニシテ機業家ニ向テ如此不当ナル暴挙アリタルトキハ爾今一同某者ト取引セザル旨ヲ議決スルヲ常ト」(高等商業学校1901:56)としていた。「一同」とは聯合会に加盟するすべての「社」を指し、「某者」とは契約違反を犯した仲買商を指している。つまり、すべての「社」が仲買商のブラック・リストを共有していたのである。このため、「此議決ニ掛ルトキハ某仲買ハ福井県下ニ於テ営業スルコト能ハザルニ至」った(⑤)(高等商業学校1901:56)。

2. 取引ルールにおける外部性の内部化 — 品質における「効率的な財産権」の確立 ——

問題は福井県においてどのようにして「新しい市場」が創設されたのかである。「新しい市場」の創設に関して重要なのは、商品取引所において「取引を行なう人々の権利や義務を律する司法的なルールを制定すること(the establishment of the legal rules governing the rights and duties of those carrying out transactions)」(コース 1992: 12)である。司法的なルールの制定に関して、コース(1992: 12)は①「取引所のメンバーの同意をとりつけること(the securing of the agreement of the members of the exchange)」と、②「そのルールを執行すること(the enforcement of its rules)に」が最大の課題となると指摘する。このうち、②に関しては「多

角的懲罰戦略」の存在を指摘したので、ここでは①について取り上げる。

取引ルール制定に関して、コース(1992: 12)は「メンバーが同じ場所(the same premises)で出会い、限られた種類の商品について取引する」ため、「合意を得やすい(agreement is facilitated)」と指摘している。しかし、財産権理論の観点に立った場合、新たな取引ルールの制定に際して「外部性」への注目が不可欠となる。そこで福井産地における流通システムの変遷について概観しておこう。1893(明治 25)年に福井羽二重産業は急速な成長を遂げた。「明治廿五年ハ実ニ福井県ノ絹織業ニー大革命ヲ生シタ」年であって、同年末には「全県下ノ機台数一万二千ノ多キニ達」し、「之ヲ前年末ニ比スルトキハ殆ト四倍トナ」った(高等商業学校 1901: 8-9)。この際に生産領域の急速な地理的拡大も同時に進行した。問題は短期間のうちに生産区域が地理的に拡大し得た理由である。

急速な地理的拡大はある流通システムの導入により実現した。橋野(2012: 98-99)は「福井産地が地域的拡大をともないながら急発展し得たのは、マーシャルの意味での『集積の経済』が弱かった」からだと分析しているが、かかる意味での地理的拡大の立役者は生糸商=羽二重商であった。「福井二ハ久シキ以前ヨリ生糸仲買商ナル者アリテ生糸ノ売買ニ従事シ」ていたが、「是等ノ営業者ハ羽二重ノ追々好況ニ向フヲ見茲ニーノ妙案ヲ考出シ機業家ニ向テドシドシ生糸ヲ貸与シ其代金ヲ製品ニテ受取ルコトゝ」した(高等商業学校 1901: 27)。つまり、福井産地の急成長は生糸商=羽二重商によって「社会的収益率」が上昇したことによって生じた。

問題は生糸商=羽二重商の「私的収益率」である。財産権理論の観点から注目されるのは、「生糸ヲ貸与シ」て「其代金ヲ製品ニテ受取ル」という取引ルールである。このルールについては興味深い資料がある。足利の織物商木村半兵衛(4代目)は1894(明治27)年に福井産地を視察し、生糸商=羽二重商による取引に関して「小機業家ニ対シ生糸ヲ売リ織物ニテ其代価ヲ消却セシムル仕組」であるため、「福井市ニ在ル仲買商人ハ恰モ吾縣足利近傍ノ元機屋ニ類セリ」と指摘している(木村1894:6)。この場合の「仲買商人」とは生糸商=羽二重商を指している。

また、「元機屋」とは賃機織元の意であって、製品受け取りに際して、生糸商=羽二重商は機業家に何らかの名目で手当てを支給したものと推察される。ただし、支給額に関して、明らかに生糸商=羽二重商は生糸や羽二重の価格決定に多少の恣意性を介在させ得る立場にあり、「問屋ノ注文直段ヨリモ幾分安ク手ニ入ル、コトヲ得ルガ故ニ更ニ問屋ニ持込ミ其間ニ利益ヲ獲得スルコトヲ得タ」(高等商業学校 1901: 27)。そして、不当な価格操作による「レント(rent)」がインセンティヴとなって、「同業者次第ニ増加シ市中ノ生糸商ハ悉ク羽二重仲買モ兼ヌルニ至」ったのであった(高等商業学校 1901: 27)。このように、生糸商=羽二重商は需要拡大に際して、「私的収益率」を「社会的収益率」に近づける新たな財産権を設定することによって、福井産地の急成長を実現したのである。福井産地を成長軌道に乗せたのは生糸商=羽二重商であった。

しかし、急成長は粗製濫造を深刻化させることによって、「私的収益率」と「社会的収益率」 の乖離をも生み出していた。この意味において、生糸商=羽二重商は持続可能な成長を実現し得 たわけではなかった。木村半兵衛が視察に訪れた時に、生糸商=羽二重商による方式に加えて、粗製濫造問題に対処すべく新たに「社」が主催する羽二重市の方式が台頭しつつあった。注目すべきは「社」による自主流通運動も 1893 (明治 25) 年から本格化したということである。この結果、福井産地では 2 つの流通システムが競合する状況となっていた。羽二重市には「レント・シーキング(rent-seeking)」を抑制しようとする明確な意図が伺える。たとえば、木村半兵衛は「全国中ノ嚆矢ニシテ織物生糸ノ弐品ヲ開始ス」と報告しているが(木村 1894: 10)、もし賃機業者であったなら「織物生糸ノ弐品」の価格差を問題としないはずである。羽二重と生糸の取引価格を適正化しようとしていることから、機業家による自主流通運動が生糸商=羽二重商が確立した流通システム、あるいは財産権を変革しようと試みであったことがわかる。

もし問題の本質が「レント・シーキング」の抑制であったとしたならば、流通改革運動は単なる利害対立の問題に還元され得る。しかし、機業家と生糸商=羽二重商との取引関係を財産権理論の観点から批判的に再検討した場合、「社」による自主流通運動が機業家の経営規模拡大と密接に関連していることがわかる。生糸商=羽二重商にとっての「レント」は、機業家が賃機の地位に甘んじている限り大きな問題ではなかったと考えられる。しかし、機業家が女工を雇用し、経営規模の拡大を試みると、機業家は原料生糸と羽二重の差額の中から、女工に賃金を支払わなければならなくなる。この結果として生じる「外部費用」は莫大である。このような場合、「相互交渉の人々(the interacting persons)」が「新しい利益一費用の可能性への調整(adjustment to new benefit-cost possibilities)」を求める中で、新しい財産権が登場する(デムゼッツ2005:50)。羽二重市で機業家と取引していたのは「社」と産地問屋を仲介する仲買商であって、「社」による自主流通運動は新たな財産権を確立する運動に他ならなかった。

実際、新たな財産権が確立する過程で「社」と仲買商との間でも財産権の調整が行われた。この要因として、福井県絹織物同業組合が 1892 (明治 25) 年 5 月から開始した等級検査による強い後押しを指摘することができる。羽二重市では同業組合の等級検査を受けた製品が販売されていた。しかし、羽二重市を円滑に機能させるには、競争入札制度を導入する必要があった。そして、この制度の導入をめぐって「社」と仲買商は 1896 (明治 29) 年に激しく対立することになった。最大の対立点は「社」が「従来一括シテ閲覧セシメ居リタルモノヲー々分括ママシテ入札セシムルコト」(高等商業学校 1901: 38) に改めようとしたことにあった。つまり、生産者の持ち出し単位ではなく、製品種や規格、等級ごとに入札して価格を設定するルールへの変更である。

一括して価格を設定すべきか、個々の製品ごとに価格を設定すべきかは、本質的には財産権のあり方に関する対立である。たとえば、福島県川俣地方の羽二重市での取引でも同様の問題が持ち上がっていた。羽二重市では一括して価格が設定されていたが、この取引価格の決定方法に関して、福島県絹織物同業組合協議会(1903: 25-26)では「本県羽二重取引法の不完全」な点として、「買入を為す者は精粗混同して平均一本何程と見積り買入るゝ」ため、「改良を加え精良品を織出すものは常に粗製品の相伴となり損耗を見るの有様」であることが指摘されている。この

「損耗」は「精良品」と「粗製品」が同じ価格で取引されていたために、「改良」によって生じた費用が「外部費用」となっていることを意味しており⁽⁶⁾、必然的に「改良」へのインセンティヴが欠如した状況であることを物語っている。このように、この「外部費用」を内部化し得ない点に「本県羽二重取引法の不完全」さの本質があったという指摘がなされているのである。

ここに、羽二重取引において「効率的な財産権」を設定し、品質向上へのインセンティヴとしたいとする産地側の意向を読み取ることは容易であろう。福井産地における「社」と生糸=羽二重商との対立も、こうした観点から把握すべきである。しかし、福井産地とは異なり、川俣地方では新たな財産権が発生し得る状況には全くなかった。拙稿(2017)で指摘したように、川俣地方の羽二重市では生絹取引が行われていた。生糸は表面をセリシンというタンパク質で覆われており、その状態のまま製織されたものが生絹である。問題は「生絹の品質は熟練なる商人と雖も其鑑別を誤り易」(川俣絹織物同業組合 1910: 107)いことであり、生絹取引は「レモン市場(the market for lemons)」と同じ構造になっていた(小木田 2017)。つまり、「精良品」と「粗製品」の区別をつけられない状態で取引が行われていたのである。

このように、製品の品質に関する情報が不完全なため、川俣地方においては市場が有効に機能し得なかった。この影響は多方面に及んだ。たとえば、必然的に機業家と羽二重商は疑心暗鬼に陥りがちで、同業組合は内紛を繰り返した。これに対して、冒頭で述べたように、福井県絹織物同業組合は全国に知られた優良組合であった。製品の品質に関する情報の不完全性は生絹に化学的処理を施すことで技術的に解決することが可能であった。生絹に化学的処理を施した製品は練絹と呼ばれる。福井産地では練絹取引が実施されたため、「精良品」と「粗製品」の区別が明瞭であった。さらに福井絹織物同業組合が実施した等級検査が市場から高い信用を獲得し、「損耗」という「外部費用」を内部化することが可能となっていた。このように、品質に関する「効率的な財産権」が新たに登場したため、旧い財産権との調整が必要となっていたのである。

3. 品質に関する財産権の目的論的展開 ── 持続可能な発展への展望 ──

新たな財産権は品質改善に対する投資のインセンティヴとなり、品質改善の効果は証票に対する市場での信頼を高めることになった。そして、証票に対する信頼の高まりは、羽二重取引を大幅に円滑化することともなる。たとえば、木村半兵衛の視察時に、「社」の数は福井市内に5つ、福井市周辺に2つあったに過ぎなかった。しかし、競争入札制度導入をめぐる仲買商との対立において、「仲買一同遂二降参シ」た後、「社」は福井県各地に急速に普及し、1899(明治32)年12月には18社、1900(明治33)年7月には29社に急増した(高等商業学校1901:38)。この結果、生糸商=羽二重商は生糸仲買と羽二重仲買に分化していった。これによって、新たに誕生した「効率的な財産権」が旧い財産権にとって代わられたことになる。

生糸商=羽二重商に代わる新しい流通システムが主流になったことは、羽二重「仲買ノ起源ヲ 尋ヌルニ元ト生糸ノ仲買ヨリ転シタルモノ多キ」(高等商業学校1901:27) 状況であったという 記述に明らかだろう。このようにして確立した「効率的な財産権」によって、羽二重の品質改善も進展していった。この結果、等級検査を明記した証票が市場での信用を大いに高め、羽二重取引において「準レント(quasi-rent)」でが生じることとなった。この「準レント」こそが冒頭で述べた「公共財的性格」の本質であると考えられる。そして同時に、「各社聯合会」のネットワークが県内全体に拡大したことによって、前述の「多角的懲罰戦略」も実行力を増していった。以上のような過程を経て、福井県では「新しい市場」が創設されたことになる。

しかし、市場制度の進化はここで終わらなかった。羽二重市における競争入札制度には品質管理上の問題点もあったからである。「取引費用」の観点から競争入札の方法について再検討すると、仲買商の反発にも一理あることがわかる。たとえば、製品種や規格、品質が均一である場合「一人分一括シテ其到着ノ順二依テ入札セシム」ることができたが、製品種や規格、品質が不均質である場合「更二分類シテ」、その後に「其一種一種二向テ入札セシム」ることになっていたからである(高等商業学校 1901: 39)。このように、競争入札制度は各社員の製品種や規格、品質が不均質であることを前提とした取引ルールであったことがわかる。このため、大口取引への対応は困難であり、この意味において「非効率な財産権」という側面も有していた。

しかし、市場では均質性という品質が求められていた。大口取引を前提とした品質改善の努力が求められていたのである。このため、羽二重市の全盛期は明治 30 年代前半であって、後に福井市のある産地問屋は「従来一定の市日ありたるも製品目付等一定せず」、このため「売買」を「市日に行ふを不利とし廃止せり」と述べている(川俣絹織物同業組合 1910: 100)。「社」のレベルで製品を均質化させるためには、まず各「社」ごとに産地ブランドに特化し、原料を均質化させる必要があった。そして、原料を均質化させるためには共同購入を実施する必要があった。もともと「社」は羽二重市を開催する以外に、「社トシテ一定ノ注文ヲ受ケ更ニ之ヲ社員間ニ分括スル」場合もあった(高等商業学校 1901: 37)。このため、力織機化後の大正期に「社」は共同購入・共同販売を目的とした産業組合にとって代わることとなった。

産業組合への転換も新しい財産権の発生と解釈することができる。「市場」か「企業」かという観点に立った場合、当初の「社」は「市場」に近い制度であった。しかし、もともと「水平的結合(lateral integration)」への指向も存在し、まさに「以前に2つもしくはそれ以上の企業家によって組織化されていた取引(transaction which were previously organized by two or more entrepreneurs)」を「1つへと組織化」したのである(コース 1992: 50)。品質管理能力が均等化する中で、各機業家が羽二重のように加工度の低い製品で品質競争を行なえば、必然的に「収穫逓減」という形で「私的収益率」と「社会的収益率」の乖離が生じる。ただし、この乖離は共同購入によって均質的な原料を使用し、共同販売することで大口取引に対応することで克服することが可能であった。このように、機業家による「水平的結合」には新たな財産権の発生という側面もあった。

Ⅲ 財産権理論からみた力織機化の地域的意義 ── 川俣羽二重産業を例に ──

1. 年季制度における外部性 — 地域的な労働市場の形成との関連で —

奴隷制度では労働者の「私的収益率」と企業の「社会的収益率」に乖離が生じる。この点は年季制度とも共通するが、本稿の着眼点はデムゼッツ(2005)のものとは多少異なる。たとえば、デムゼッツ(2005: 47)は「奴隷の生存費用(substance wages)」だけではなく、奴隷を「自由にするための支払い(a payment for their freedom)」を問題にしている。「財産権の交換(the exchange of property rights)」(デムゼッツ 2005: 48)、つまり奴隷がお金を貯めて自らを買い取るという前提なのである。この場合、「奴隷労働を使用する権限(clear title to slave labor)」は「奴隷達が自らを解放するために喜んで支払う金額(the sum that slaves are willing to pay for their freedom)」に等しくなる(デムゼッツ 2005: 48)。そして、雇用契約と奴隷使用権の取引が分離するため、「取引費用がゼロの世界(a world of zero transaction costs)」では使用権の所有者がどちらかに関係なく、労働力という生産要素が効率的に配分されるという結論が導かれる(デムゼッツ 2005: 48)。

以上は思考実験の一種であり、考察対象は「交渉を禁止されることによって引き起こされる外部性(an externality caused by forbidding negotiation)」である(デムゼッツ 2005: 48)。ここには「交渉費用」を含む取引費用が無限大という対極的な状況と対比することで、「売却権を含む所有権(ownership which includes the right of sale)」、「後で交換され得るような所有権(an ownership title that can thenceforth be exchanged)」の意義を際立出せる狙いがある(デムゼッツ 2005: 48)。しかし、「交渉費用」が莫大であれば、実際に同様の「外部性」が生じ得る。ここが本稿の着眼点である。非市場社会の例として本稿が取り上げたいのは、力織機化以前の川俣羽二重産業である⁽⁸⁾。「交渉」に関してはまず当事者が問題となるが、本格的な検討に先立って当事者同士が価格変動に敏感であったという前提を確認しておく必要がある。

拙稿(2017)で紹介したように、福島県伊達郡川俣地方には次に紹介する2つのタイプの機業家が存在した。川俣地方は副業農家を主体としており、川俣町周辺の農村に広範に分布していた。「重に農間の余業にして養蚕、製糸より以て機織に至るまで皆な之を一家に辧し」ており、「機台の数は一二台より多きも三四台に過ぎ」なかった(農商務省1896:80)。「養蚕→製糸→製織」という「垂直統合(vertical integration)」は「権原問題(entitlement problem)」に原因があった。つまり、川俣地方には原料生糸供給のインセンティヴとなるだけの十分な市場購買力がなかったからであった。しかし、力織機化後に政府から18万円の低利融資を受けて産業組合が設立されたことによって、川俣町は原料生糸の集積機能を著しく高めた(小木田2017)。この結果、副業農家で「垂直非統合(vertical disintegration)」が進展した。アダム・スミスが述べたように、まさに「分業は市場の広さによって制約される(the division of labor is limited by the

extent of the market)」のである⁽⁹⁾。

もう一方は専業の機業家である。「専業なるは川俣町に於ては多少之れあり何れも十台以上の織機を備」えて「工女を雇入るゝもの」であった(農商務省 1896: 80-81)。「熟達せる工女には多少の織賃を与ふるものなきにあらされども」,大半の女工は「年期を定めて使役し衣食を供する」という雇用形態,つまり年季制度下にあった(農商務省 1896: 81)。原料生糸の供給地には「権原問題」が明瞭な形で姿を現わしていた。「自家の製糸を以て」原料に充てていた副業農家とは異なり,「数台の織機を所有し又は機業専門のものは他の養蚕家より原料を求め尚ほ足らざるときは安達,宇多,行方等の諸郡より購入すること」があった(農商務省 1896: 83)。川俣地方には自家製原料を使用する座繰製糸が広範に分布しており,「他の養蚕家」はそうした副業農家を指す。また,1896(明治 29)年に合併して相馬郡となる宇多・行方郡とは異なり,川俣地方の北側に位置する伊達郡掛田町や南側に位置する安達郡針道村は,既に横浜の輸出市場において座繰製糸のブランドを確立していた(10)。こうしたブランド糸は川俣町には流入せず,羽二重製織にはいわゆる地遣糸を使用していたことがわかる。

価格変動への対応に関して注目されるのは 1892 (明治 25) 年末から 1893 (明治 26) 年初旬にかけての時期である。この際に「原料タル生糸繭ノ価格非常二騰貴セシ為メ (羽二重の) 相場多少ノ昂貴ヲ見ルモ到底得失相償と難ク」なった (川俣町 1979: 187)。つまり,原料である生糸や繭の価格が高騰し,羽二重生産の採算がとれなくなった。しかし,副業農家と専業の機業家とでは対応に大きな違いが見られた。たとえば,副業農家は「休業スルノ却テ得策ナルヲ以テ」,834戸中 424戸という「休業者ノ多数ヲ見ルニ至」った (川俣町 1979: 188)。「休業」とあるが,「生糸繭ハ地方ノ在荷払底ナルヨリ機業家止ムヲ得ス原料ハ横浜市場ノ供給ニ仰クト云フ異常ノ逆境ニ陥」り,「本年新糸ノ出ルヲ俟テ徐々ニ回復ヲ計ルヨリ外ニ良策ナシ」という状況であった (川俣町 1979: 188)。したがって,繭や生糸を羽二重の原料に使用せず,そのまま売却していたのである。たしかに羽二重価格も上昇したが,「到底原料ノ価値トハ其平衡ヲ保チ難」(川俣町 1979: 188) かったとすれば,これは極めて合理的な行動である。

これに対して、「川俣町製絹家」は1戸あたり平均10.9人の「職工ヲ常雇」しており、「仮令休業スルモ尚ホ之レニ衣食セシメサルへカラス」という状況であった(川俣町1979:188)。このため、「空シク衣食セシムルヨリハ多少ノ不引合ハ免レサルモ寧ロ休業ノ全損ニ勝レリトノ考へヨリ無理ナガラモ」、152戸中137戸が「就業」を続けていた(川俣町1979:188)。操業を継続せざるを得なかったのは、女工の「衣食」に要する費用が固定費用化していたからである。このため、「仮令休業スルモ」、機業家はこの固定費用を負担しなければならなかったのである。したがって、「休業ノ全損」とは「空シク衣食セシムル」ための費用を指しており、「衣食」の「費用(食費トモ)一切ヲ籠メテ壱人一ヶ月金二円内外ノ平均」であった(川俣町1979:189)。この場合、販売価格が損益分岐点を下回り「多少ノ不引合」になっても、そもそも労働力の価格がゼロであるため、操業を継続して固定費用の一部を回収する方が経済的には合理的となる。このよう

に, 双方が合理的な経済主体であった。

そこで、本稿が問題にしたいのは、なぜ専業の機業家が副業農家に労働力を販売するよう交渉しなかったのかである。賃金が「外部費用」になっている点は副業農家にも共通しており、交渉によって双方の「外部費用」を内部化できたはずだからである。しかし、内部化に要する費用が内部化によって得られる利益を上回れば、交渉しない方がむしろ合理的となる。たとえば、「大勢の人間が相互に満足のいく合意(a mutual satisfactory agreement)に達すること」が困難であれば、必然的に「交渉のコスト(negotiating costs)」は大きくなる(デムゼッツ 2005: 56)。特に賃金を外部化していた結果、双方に作業工程別のコスト意識がほぼ完全に欠如しており、公正な取り決めを行うための「交渉費用」は莫大であったと想像される(**)。たとえば、前述のように川俣町においても「織賃を与ふる」事例が皆無ではなかったが、その「織賃」は「区々にして一定ならす」(農商務省 1896: 81)という状況であった。こうした状況は、賃金を調整するシステムが機能していなかったことを意味している。「交渉費用」の軽減に関して、ノース&トーマス(1980: 187)はアムステルダムにおいて取引価格の「相場(price current)」が成立し、「取引交渉を開始する出発点(a starting point to negotiate trades)」になっていたと指摘している。これに対して、川俣地方では労働力の「取引交渉を開始する出発点」となる「相場」が成立していなかったのである(***)。

地域社会には労働供給曲線が埋め込まれている。たとえば、奴隷を使用する同業の企業が集積している地域において、すべての奴隷が解放された場合、「特化した技能にたいする地方市場(a local market for special skill)」(マーシャル 1966: 255)が成立する。そして、こうした市場では「万一不快な事件(disagreeable incident)が起こ」っても、契約関係を「たやすく破棄でき」るため、「労使間に強い友好関係(strong friendships between employers and employed)が成立し」やすいという集積利益が生じる(マーシャル 1966: 256)。これに対して、年季制度では労働力の価格がゼロであり、供給量もほぼゼロになるため、川俣地方の場合「工女は越後、羽前、会津地方より来るもの多」かった(農商務省 1896: 81)。こうした女工は「年期終了ニ至レハ或ハ他業ニ転シ又ハ郷ニ帰リテ婚嫁スル」ため、地域経済は「常二工女豊富ナラス随テ毎歳見習工女養成ニ煩労シ多クハ未熟ナル者ニ製織セシムル」状況から脱却し得なかった(福島絹織物同業組合 1904: 20)。このように、年季制度は「特化した技能にたいする地方市場」の形成を妨げていた。そして、このことが福井産地と同様の品質管理体制の構築を阻害する要因ともなっていたのであった(小木田 2017)。

2. 力織機化と労働力に関する「財産権」の誕生 — コスト意識の変化との関連で —

川俣地方においてこうした閉塞状況を打破したのが力織機化,つまり「新しい技術の発展」であった。女工の「衣食」に要する固定費用は、明らかに経営規模拡大のボトルネックとなっていた。このため、新しい生産組織が登場し、そのボトルネックを克服して、効率化に成功すること

で,新規企業の「私的収益率」と地域経済の「社会的収益率」が激しく乖離し始める。また,力 織機化により、「特化した技能にたいする地方市場」も成立した。発端となったのは、年季制度 において「外部費用」となっていた賃金が、力織機化によって新しい財産権が誕生することで内 部化されたことにあった。この結果、「工女の多くは工賃を以て生活して居ることに成つた」 (『福島民報』1911 (明治 44) 年2月6日)。財産権の発生と調整の観点から以上の2つの過程に ついて検討するために、本稿ではまず「伊達郡川俣町某工場ニ於テ調査セシモノ」を基にした 「手織機十台ヲ使用シ輸出羽二重ヲ製織スル収支計算」(生産調査会 1911: 259–262)に注目する。 この「某工場」とは川俣町最大の手機工場を経営すると同時に、代表的な養蚕農家でもあった 香野機業場であったと推察される。判断の根拠は「七,八ノ二箇月ノ養蚕期ハ休業セルヲ以テ実 際ノ作業時間ハ十箇月ナリ」という注釈である(生産調査会1911: 259-260)。また,「手織機十 台」は生産調査会(1911)が各産地を比較検討するために設けた統一フォーマットであって、川 俣町では想定通りにデータを収集・加工できなかったようである。このため、収集したデータを 「機台数八台」で「計十人」の「工女ハ全部養成工トス」という前提で修正している(生産調査 会 1911: 260)。次に述べる「賄費」や「被服費」,「工女手当」のすべてが「工女十人分」となっ ていることから、この「養成工」は明らかに年季女工の意である。そして、香野機業場の「収支 計算」によれば,原料費を除いた 10 ヶ月分の「製作費」は 666 円 53 銭であり,項目別に見た場 合「賄費」360円(54.0%),「被服費」100円(15.0%),「工女手当」50円(7.5%)が大きな割 合を占めている。したがって、年季女工1人あたり月5円10銭の固定費用が「製作費」の76.5 %を占めていたことになる。

財産権の調整に必要な費用に関して、香野機業場の「収支計算」と比較したいのが、「伊達郡某力織機工場ニ就キ調査シタルモノ」を基にした「力織機五十台ヲ使用シ輸出羽二重ヲ製織スル収支計算」(生産調査会 1911: 262-265)である。明治「四十二年一、二箇月ノ両月間ハ設備ノ六十台ニ充タス調査不明ノタメ三月以降ヨリ調査シタリ」(生産調査会 1911: 265)という注釈から、「某力織機工場」とは町内最大の力織機工場を経営していた大内弥惣兵衛工場であることがわかる。香野機業場と大内工場の「収支計算」を比較すると、力織機化に伴う財産権の調整過程が浮かび上がってくる。たとえば、大内工場はこの当時「大橋兄弟式力織機六十三台」を所有し、「事務員三名」、「寄宿雇十二人」、「通勤職工四十五人」を雇用していた(生産調査会 1911: 262)。この「収支計算」によると、「事務員及雇工賄費」は「十五人分一人一箇四円五十三銭」、「事務員給」は「三人分一人一箇月平均金八円三十銭」、「工女給」は「十二人分一人一箇月平均金八円三十銭」であった(生産調査会 1911: 264)。このうち「事務員三名」は「一人一箇月平均金八円三十銭」という高給の固定給であったため、男性従業員であったと見られる。

「事務員及雇工」15名のうち3名が男性事務員だったとすると、問題は12名の「寄宿雇」=「雇工」=「工女」であろう。「賄費」はこの12名の女工が年季女工であったことを意味している。そこで、1人あたりの「賄費」の月額を比較すると、香野機業場が3円60銭であるのに対して、

大内工場は4円53銭であって、男性従業員が加わっていることを換算しても、力織機化によって女工の待遇が大幅に改善されていることがわかる。また、「寄宿雇十二人」、「通勤職工四十五人」の計57名の女工のうち、一般に女工1人あたり力織機2台を多台持ちしていたことを勘案すると、製織女工は31~32名程度であり、その他の25名前後が下拵女工であったことになる。したがって、「通勤職工」45名の全員が製織女工であったとは考えにくい。準備工程である下拵には緯糸下拵と経糸下拵があり、見習女工は技術的な難易度に沿って「緯糸下拵→経糸下拵」の順で技術を習得するのが普通であった。しかし、「収支計算」には緯糸下拵の項目がないため、明らかに「寄宿雇」が担当していたはずである。したがって、年季女工である「寄宿雇」に月額3円の「工女給」が支給(=内部化)されていたことになる。

次に「特化した技能にたいする地方市場」の成立を象徴する「通勤女工」について検討しよう。「通勤女工」に関して、大内工場の「収支計算」には「一本略四十銭五厘」の「織賃」、「一綛二付金二十五銭」の「整経費」、および「筬・綜絖 通費」という項目がある(生産調査会 1911: 262)。「織賃」は製織女工の出来高賃金である(13)。これに対して、「整経」は経糸を力織機に据え付ける前に経糸の長さを揃える作業であり、「筬通」と「綜絖通」は整経した経糸を力織機に据え付ける作業であって、「一綛」という単位の詳細は不明であるが、それぞれの経糸下拵工程に出来高賃金が導入されていたことがわかる。力織機化後の川俣羽二重産業の特徴のひとつに、「筬通シハ通常工場ニ於テ之ヲナスコトナク賃仕事ニ出スヲ例トル」点があった(日本銀行調査局 1915: 17)。1913(大正 2)年に設立された川俣信用購買販売組合では「経通賃(筬通シ及掛糸通シノ賃銀)」(日本銀行調査局 1915: 28)も定められていた。経糸を筬に通す作業は「筬通し」、そして筬通しを終えた経糸を綜絖に通す作業は「掛糸通し」と呼ばれる。

川俣地方では、「筬通し」と「掛糸通し」を合わせて「経通」と呼んでいたようである。こうした経糸下拵工程の一部における「垂直非統合」は、福井産地などでは見られない川俣特有の組織的変化であり、力織機化過程で財産権の調整が行われたことで生じた。川俣町で力織機化が急速に進展したのは1909(明治 42)年末からであり、1910(明治 43)年だけで1,000 台以上の力織機が導入されている。したがって、500 人以上の製織女工とそれに見合った下拵女工が必要であった。労働力需要が急激に拡大したのに対して、年季制度では「独立シテー切ノ機杼ヲ能クスルニハ大約二年乃至三年ヲ要」した(川俣町 1979: 189)。したがって、明らかに川俣町は「特化した技能にたいする地方市場」を成立させることによって、力織機化による労働力需要の急激な拡大に対応している。大内工場は規模が町内最大であり、成立に際して以上の賃金が「取引交渉を開始する出発点」となって、「交渉費用」を軽減した可能性が高い。以上で検討したように、旧い財産権では、作業工程別のコスト意識などなかった。しかし、様々な技能の希少性が顕在化し、コスト意識に大きな変化が生じる中で、労働力に関する新たな財産権が誕生したのである命。たしかに財産権の設定には費用がかかったが、力織機化により財産権の設定によって得られる利益の方が遥かに大きくなったために、新たなコスト意識が生まれたのであった。

おわりに

本稿ではまずノース&トーマス(1980)に沿って、財産権理論による歴史分析の枠組を紹介し、その枠組に沿って福井羽二重産業における流通システムの確立過程、および川俣羽二重産業における「特化した技能にたいする地方市場」の成立過程を分析した。財産権理論の本質は、「社会的相互依存に伴って発生するあらゆるコストと利益(every cost and benefit associated with social interdependencies)は、潜在的に外部的(a potential externality)である」(デムゼッツ 2005: 47)という言葉に集約される。自らの行動は相互依存関係にある周囲に何らかの影響(=外部性)を与えるのであって、その影響を自らにもフィードバックさせる制度的な仕組が財産権であった。たしかに政府が介入することで、周囲への影響を阻止する方策もあり得る。ノース&トーマス(1980)の「公共財」としての財産権とはこうした考え方に立脚している。これに対して、本稿では共同体が自ら財産権を設定し得る点に注目して、新しい財産権の登場することによって旧い財産権との調整が行われるという分析視角を提示した。

福井羽二重産業に関しては、「社」と呼ばれる機業家の自主流通組織が大きな役割を果たしたことが知られている。本稿では、まず「社」が主催した羽二重市が近代的な商品取引所としての性質を備えていることを明らかにした。羽二重市が普及する以前は生糸=羽二重商が流通システムの根幹をなしており、この流通システムの確立によって羽二重の生産領域が大きく拡大した。この意味で地域経済の発展に大きく寄与したのは確かであるが、同業組合が等級検査によって「レモン市場」の問題を克服しようとしたために、取引ルール上で品質に関する新たな財産権が登場した。等級検査の結果を取引価格に反映させなければ、優等品の製造に「外部費用」が生じ、粗悪品の製造に「外部利益」が生じたからである。「社」による流通改革の本質は、こうした「外部性」を内部化するための取引ルールを確立することであり、生糸=羽二重商や羽二重市での取引相手である仲買商との対立の本質は財産権の調整にあった。

財産権理論という分析視角は非市場社会にも有効であった。川俣羽二重産業には、自家製原料を使用する副業農家と年季制度を採用する専業の機業家が存在した。地域社会には労働供給曲線が埋め込まれていたが、年季制度では労働力の価格がゼロ、つまり賃金が「外部費用」であるため、供給量もほぼゼロであった。この結果、労働力の地域市場が形成されず、年季女工は多くが県外出身者であった。また、副業農家の機業家も合理的な経済主体であったが、双方に作業工程別のコスト意識が欠如していたため、労働力供給に関する「交渉費用」は莫大であった。「交渉費用」の軽減には、「取引交渉を開始する出発点」となる「相場」が必要であった。力織機化によって、個別の作業の技能が希少になり、労働力に関する新たな財産権が誕生した。この際に、町内最大規模の工場における賃金が「相場」となって、労働力の地域市場が形成され、力織機化を後押しした。この結果、年季制度は衰退し、出来高制度が主流となった。

以上で得られた検討結果から、冒頭で指摘した地域社会における財産権の埋め込みについて具体的なイメージが浮かび上がったように思われる。ノース(2013: 78)は「経済的価値を持つ何らかのモノの特質(some characteristic of a good)が測定できなければ、私的コストと社会的コストは乖離する」と指摘している。「レモン市場」はその好例であって、福井産地は「モノの特質」の測定精度を向上させることで発展を遂げた。福井産地は市場制度に効率的な財産権を埋め込み、効率的な産業集積を実現することに成功した。これに対して、川俣産地では非効率的な財産権が存続し、地域経済の発展を阻害していた。生産工程別に労働力の経済的価値を測定して財産権を設定する費用が財産権の設定によって得られる利益を上回ったため、「特化した技能にたいする地方市場」が形成されなかったのである。このため、副業農家と専業の機業家が地理的に近接しながら十分な集積利益を生み出し得なかった。このように財産権の効率性は産業集積の効率性を大きく左右し得るのであり、産業集積の効率性を検討する上で財産権理論は有効な分析視角であることがわかる。

《注》

- (1) 本稿では「財産権(property rights)」と「所有権(ownership)」を明確に区別する。「所有権」とは物権を指すのに対し、「財産権」は物権の他に債権や知的財産権をも含む。翻訳の引用に際しては原書と照合し、適宜修正してある。
- (2) ノース (2013: 83) は「契約の執行コスト (the costs of enforcing an agreement)」に加えて、「測定コスト (the costs of measurement)」の意義を重視しており、「ブランド名 (brand names)」や「商標 (trade marks)」が「測定コスト」を引き下げることに注目している。
- (3) ノース&トーマス (1980: 28) はこの転換を技術進歩とは考えておらず、まず人口増加を「財産権を変化させる圧力 (the pressure to change property rights)」として捉え、土地の希少性が高まるにつれて「マルサス的制限 (the Malthusian checks)」による「労働の収穫逓減 (diminishing returns to labor)」(ノース&トーマス 1980: 61) が生じる点を強調している。そして、この「外部性」を内部化するために、土地生産性を向上させる財産権が発生するという図式で、農業技術の変化を説明している。
- (4) フリーライダー問題に無関心だったわけではない。その後の研究では、この問題に加えて「損得勘定(calculated self-interest)が動機ではない行為」(ノース 2013: 29)に関して、大胆で野心的な取り組みを行っている。どれだけ野心的なのかは、「新古典派の世界は無法地帯であり、どのような社会も存在し得ない(a neoclassical world would be a jungle and no society would be viable)」(ノース 2013: 30)という言葉に集約される。この言葉から新古典派に対するオルタナティヴな視点を提示しようとする意図が伺える。
- (5) 「多角的懲罰戦略」により取引ルールを遵守するインセンティヴが生まれるため、羽二重市が「自己拘束的 (self-enforcing)」な制度となる。このような状況はゲーム理論における「ナッシュ均衡 (Nash equilibrium)」に等しい (岡崎 2005: 67)。
- (6) 一般には同時に「外部利益」も生じたと考えられ、「精良品より普通品利益多く普通品より粗製品利益多き結果を生」じた(川俣絹織物同業組合 1910: 107)。「普通品」を取引価格の相場とした場合、「精良品」の製造に「外部費用」が生じていただけではなく、「粗製品」の製造には「外部利益」が生じた。「粗製品」の製造へのインセンティヴが働く中で、「私的収益率」を向上させれば、粗製濫造が生じて「社会的収益率」との乖離が生じる。
- (7) 「レント」とは適正水準を超過した利益を指し、戦前期の高額「小作料 (rent)」はその典型である。

土地に「レント」が生じやすいのは、長期にわたって供給の価格弾力性が限りなくゼロに等しいからである(武田 2010: 88)。これに対して、羽二重は長期的には価格に弾力的である。しかし、需要拡大が増産のペースを大きく上回れば、短期的に価格に非弾力的となり、「準レント」と呼ばれる超過利益が生じる。「準レント」は増産のインセンティヴとなるため、品質改善には技術進歩と同様に継続的な努力が必要となる。

- (8) インディアンの財産権についての先行研究に関して、デムゼッツ (2005: 51) は「文明の『人為性 (artificialities)』によって拘束されない人間の『本性 (true nature)』に接近しようとする試みにおける知的戦場 (intellectual battlegrounds) のひとつであった」と述べている。本稿もこの地平に降り立つことから始める。
- (9) 副業農家における「垂直非統合」は地域外から生糸という「中間投入財」が供給されたことにより生じている。このように、産業集積の効率化により産業組織にも大きな変化が生じ得ることにはあまり関心が払われてこなかったように思われる。産業集積による産業組織の変化は力織機化の問題により顕著なのだが、詳細は稿を改めて論じることとする。
- (10) 福島県は群馬県と並ぶ生糸直輸出運動の中心地であった。たとえば、福島県知事安場保和は 1873 (明治 6) 年に群馬県から速水堅曹を招聘し、日本初の株式会社二本松製糸会社の設立にあたらせた。支配人の佐野利八は座繰製糸農家の組織化にも積極的に取り組み、「掛田折返糸」、「針道鉄砲糸」といったブランドを誕生させた。このブランドは生糸の東ね方に地域性があったことに起因するものであったが、佐野利八はさらに「五人娘」の商標をも使用し始めた。「五人娘」は生糸取引に用いられた最初の商標とされる。しかし、知的財産権を保護する制度が未整備であったため、「似せ商標が横行する始末」となり、後に「角力印」に改められた(志間 1998: 41)。
- (11) 「交渉費用」の中で「測定費用(the costs of measurement)」が最大の比重を占めていた。「投入物と産出物の測定の問題(the problem of measuring inputs and outputs)」に関して、ノース(2013: 321)は「個々の生産要素の貢献度(the contribution of individual factors)をチェックするとともに、各工程と完成時の産出物を測定できる(measure the output both at successive stages of production and finally)体制を整えなければならない」と指摘している。しかし、川俣地方ではこうした体制が全く整備されていなかった。
- (12) 本質的な原因は生産要素としての財産権が確立していないことにある。この問題に関して、ノース (2013: 88) は「価格形成市場(price-making markets)が成立するには、財産権をしっかりと規定 し」、同時に「モノやサービスの内容(the dimension of a good or service)も測定できなければ ならない」と明言している。この指摘にあるように、労働力に関する「価格形成市場」が成立するに は、各作業工程を「生産要素」と認定した上で財産権を設定し、それぞれの「生産要素」に「価格」を定める必要がある。しかし、川俣地方ではこうした財産権を設定するのに要する費用が財産権の設定によって得られる利益を大きく上回っていたため、労働力に関する「価格形成市場」が成立しなかったのである。
- (13) 1 疋 40 銭 5 厘は明らかに大内工場の言い値であって、適正水準より高賃金であった。たとえば、1911 (明治 44) 年 5 月に川俣力織機同業会が行なった試算である「川俣羽二重生産費調」(県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収)では、巾 1 尺 3 寸の賃金が 30 銭となっている。1913 (大正 2)年の「六台ノ力織機ヲ以テ経営スル工場ノ収支計算」でも、巾 1 尺 8 寸の賃金は 35 銭になっている。一般に巾が広くなれば賃金も高くなるが、「明治四十三、四年頃マデハ一尺五寸物ノ需要多ク主トシテ欧州向トシテ輸出」(日本銀行調査局 1915: 11) されており、40 銭 5 厘は明らかに高水準であった。したがって、その後、労働市場が成立し、事後的に価格調整が行われたことがわかる。
- (14) 福井産地では明治20年代に「特化した技能にたいする地方市場」が成立している。「特化した技能」に対する財産権が確立することで地域的な労働市場が成立した理由に関しては、技術講習を行って生産を開始した1887(明治20)年から、品質検査体制が構築された1892(明治25)年末までに、県全体の女工数が1万人の大台を突破していたことを指摘すれば十分であろう。力織機化期の川俣地方と

共通しているのは需要の急速な拡大期であったという点であり、新しい財産権の発生と調整という問題は地域社会の市場動向の変化への適応能力をも示している。

参考文献

石井寛治 1965. 絹織物輸出の発展. 横浜市編『横浜市史 第4巻』305-396. 横浜市.

岡崎哲二 2005.『コア・テキスト 経済史』新世社.

加藤雅信 2001.『「所有権」の誕生』三省堂.

川俣絹織物同業組合 1910.『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.

川俣町1979.『川俣町史 第3巻 近代・現代 資料2』川俣町.

木村半兵衛 1894.『織物業視察復命書』栃木県.

合田昭二 1994. 戦前期日本織物業の産地組合組織. 『経済学研究』 43-4: 93-108.

高等商業学校 1901. 『明治三十三年 福井石川両県下視察報告』高等商業学校.

小木田敏彦 2017. 産業集積における同業組合の役割 — 明治・大正期における羽二重産地の比較較研 究 —. 『経済地理学年報』63-2: 136-147.

志間泰治 1998.『亜米利加で大うけの佐野製糸』金山を語る会.

生産調査会 1911.『輸出絹織物調査資料』生産調査会.

園部哲史・大塚啓二郎 2004. 『産業発展のルーツと戦略』知泉書館.

武田巧 2010. レントとレント・シーキングの再定義. 『政経論叢』79-1・2: 85-132.

日本銀行調査局 1915. 『川俣羽二重ニ関スル調査』日本銀行調査局.

農商務省商工局 1896. 『工業視察紀要 織物之部・上』農商務省.

橋野知子 2007.『経済発展と産地・市場・制度』ミネルヴァ書房.

橋野知子 2012. 近代福井県における輸出向絹織物業の急成長と地理的拡大. 『国民経済雑誌』 206-2: 77-100.

福島絹織物同業組合 1904.『北陸道機業視察報告』福島絹織物同業組合.

福島県絹織物同業組合協議会 1903. 『川俣羽二重取引視察報告』福島県絹織物同業組合協議会,

Coase, R. H. 1988. *The Firm, The Market, and The Law,* Chicago and London: The University of Chicago Press. コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』東洋経済新報社.

Demsetz, H. 1967. "Toward a Theory of Property Rights," *The American Economic Review.* 57-2: 347-359. デムゼッツ, H. 著, 大島和夫訳 2005. 『神戸市外国語大学外国学研究』 62: 45-63.

Marshall, A. 1920 [1890]. *Principles of Economics*, London: Macmillan. マーシャル, A. 著,馬場啓之助訳 1966. 『経済学原理 II』 東洋経済新報社.

North, C. D. & Thomas, R. P. 1973. *The Rise of the Western World: A New Economic History*, London: Cambridge University Press. ノース, D. C. & トーマス, R. P. 著, 速水融・穐本洋哉訳 1980. 『西欧世界の勃興』ミネルヴァ書房.

North, C. D. 1981. Structure and Change in Economic History, New York and London: W. W. Norton & Company, Inc. ノース, D. C. 著,大野一訳 2013. 『経済史の構造と変化』日経 BP 社.

Piore, M. J. & Sabel, C. F. 1984. *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York: Basic Book. ピオリ, M. J. & セーブル, C. F. 著, 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳 1993. 『第二の産業分水館』 筑摩書房.

(原稿受付 2017年5月30日)